

昭和戦前期の関東州・大連放送局による流行歌の放送を巡る放送方針とその社会的要因

The policy concerning broadcasts of popular songs at the Kanto-Dalian

Broadcasting Station in the early Showa era

劉 潤 LIU Run

日露戦争で勝利した日本は、1905年の「ポーツマス条約」（中国語で「朴次茅斯和約」）により、ロシア帝国から大連の統治権を取り戻した。これに伴って大連地区は「関東州」と改称され、1945年の日本敗戦まで、40年間にわたって日本による植民統治下に置かれた。さらに日本は1932年に満洲国を建国し、ロシアより割譲された南満洲鉄道を基礎として、広範囲に及ぶ鉄道網を敷き、大規模な工業、商業、娯楽・観光施設、文化施設などのインフラ整備を実現したことは、多くの歴史書が伝えるところである。

日本でのラジオ放送は1925年に始まった。ラジオ放送がニュースや娯楽の提供を通して国民生活を豊かにしたことは言うまでもないが、同時に、国民の言論統制や国威発揚という機能を担ったことも、また確かである。そのために本国とほぼ同じ時期—1925年8月9日—に、満洲にラジオ放送局が設置されたのも、当然であったと言える。とりわけ、1932年の満洲国の成立に伴って、大連放送局をはじめとした満洲国のラジオ放送事業は、「国家建設」にとって重要な、国策のメディア宣伝という、きわめて重要な役割を担ったことも、想像に難くない。

大連は日本人が中国東北部で最も早く統治した地域であり、戦前において、居住する日本人の数も満洲地域で最多であった。そのため、当時の大連ラジオの全放送は「日本語を以ってし」、「放送内容も日本人向けを主として」¹おり、戦争が終結するまで、大連放送局は満洲国における日本語放送としても、重要な位置を占めていた。

1920年代から60年代はラジオ放送の黄金時代であった。満洲国のラジオ放送事業は、国家建設にとっても、メディア宣伝の利器として必要不可欠なものになった。そのため、第2次世界大戦後の満洲国のラジオ放送に関する研究はさまざまあるものの、国策宣伝などに焦点が当てられたものが多く、文化メディア等に関する研究はあまり多くない。なかでも満洲ラジオ放送における娯楽番組としての流行歌に関する研究は特に少ない。

満洲国に於けるラジオ放送については、これまで社会学の分野において検証されてきており、その多くが放送全般に関する研究である。また、筆者が関心を寄せる音楽放送に関する音楽社会学的な研究も、当時の放送番組の調査に終始しており、植民地政策のひとつである放送局の社会的影響力については、一次資料に基づく研究は未だほとんど行われていないのが現状である。例えば、満洲放送における政策研究である白戸健一郎の『満洲電信電話株式会社—そのメディア史の研究』（2016年）²も、全体として放送全般に関する研究になっており、メディア研究でありながら、流行歌放送との関連性を十分に解明するには至っていない。

満洲国のラジオ局における放送内容が、政府にほぼ強制的にコントロールされていたことは、数々の資料からも明らかである。とりわけラジオ放送は厳しい検閲の下で執行され、政府の放送政策が如実に反映されていた。しかし、当時の満洲国の放送政策に関して、法律的に明文化された「流行歌」に関する放送政策、及びそれをもとに放送局が定めた放送方針を示す文書は、未だ発見されておらず、流行歌の放送実態の根拠やその相互関係及び影響も、今日では検証することは不可能な状態となっている。わずかに残った資料は、放送全体の方針を若干記載しているだけで、流行歌に関する具体的な放送方針を示した資料の存在は確認されていない。例えば、満洲ラジオ放送の目的の例として「健全なる国民精神」を育てることや、「国策宣伝」のための役割を強調することを含む条例などが挙げられてはいるが、具体的な流行歌放送との関連性を窺うことはできない。

日本以外の地域のメディアによる日中流行歌の放送方針に対する研究は、日本ポピュラー音楽に於けるメディア放送の社会史研究の分野にとっても、中国に於ける植民地文化政策研究の分野にとっても意義があると言える。また、これまでの先行研究では、日本と満洲国における流行歌の放送に関する方針が記載された一次資料に基づいてデータ分析を行ったものは稀であるため、本研究は満洲ラジオ放送史にとっても必要なものであると考えられる。さらに、戦前に於ける大連放送局の流行歌放送の方針とその社会的要因の解明は、その後の戦時中及び大連植民地時代の全体的な放送方針の解明に重要な意義を持つ。

本研究の目的は、昭和戦前期の関東州・大連放送局における1925～36年の流行歌放送の実態を考察することにある。特に、この時期の日本統治下にあった大連放送局において施行された流行歌の放送方針の内容を明らかにし、さらにその方針形成の社会的要因を解明する。

本論ではまず、当時の満洲で発行されていた新聞『満洲日日新聞』などに掲載されたラ

ジオ欄の放送番組表から、戦前の1925年から36年にかけて、大連放送局から放送された流行歌の放送実態を分析し、この時期の流行歌放送に関する政府の「放送方針」を抽出する。そこから、「放送方針」を形成した社会的要因は何なのか、この放送政策下の関東州・大連放送局の流行歌放送が満洲国建設にどのような効果を発揮していたのか、そして大連の社会にどのような影響を与えていたのか、ということについて考察する。

本論は、第Ⅰ部の研究前提を除いて、主に2部で編成されている。第Ⅱ部では日本流行歌放送、第Ⅲ部では中国流行歌曲放送について論じる。各部をレコード放送とステージからの生放送の章で分け、それぞれの放送方針の内容を明らかにし、分析する。さらに、各章で満洲国建国前の1925～31年と日中戦争前の1932～36年といった時代別の分類についても考察する。

現代社会のポピュラーソングは、レコード会社による音楽商品の発売、ラジオ放送やライブコンサート、テレビ生放送、インターネット等により、歌手の文化的な活動や商品を宣伝すると同時に、民衆にも娯楽鑑賞を提供している。

では、関東州・大連では、言論統制が高まっていた当時、最大のメディアであったラジオ放送が多民族地域ゆえの多文化放送で行われる中、ラジオによりどのようにして流行歌が普及していったのであろうか。この放送の方針と社会的要因はいかなるものであろうか。本論の考察により、以下のように結論をまとめることができる。

1. 戦前における大連放送局の日本流行歌レコードについての放送方針が以下のようにまとめられる。

①1932年以前の流行歌レコードの放送では、夜の特集番組である「レコードの夕」の後半に行い、毎回数曲を放送する。

1935年以後は、昼に45分ほど放送する方向に変化。

②1932年以前の流行歌の放送回数は、全体で数回程度の放送とする。

1935年以後は、少なくとも他の各ジャンルの平均放送回数以上放送する方針に変化。

放送回数は、音楽放送の中で和楽と洋楽に続く程度に調整する。

③レコードは、同じ曲を繰り返し放送することを避ける。

④発売されたレコードは即時的に放送する。

⑤表現内容にかかわらず、発売されたレコードは幅広く扱う。

放送方針形成の社会的要因：

このように、昭和戦前期における大連放送局による日本流行歌レコード放送の開始当初は、厳密な放送方針に則り、極めて少ない回数で放送されていた。しかし、日本流行歌のレコード放送は次第に他のジャンルと並ぶほどの回数が放送されるようになり、特に 1935 年より後には、商業主義の流れに基づいた回数が放送されるようになった。創作段階でどんなに制作者が自主審査したとしても依然としてエリート階層に不良なものとして認識されていた流行歌が、なぜこのように放送されていたのか、その社会的要因について次のように読み解くことができる

その要因とはすなわち、中産階級の聴取率の変化である。流行歌のレコード放送の、最初のごく少ない回数の放送から、他の各ジャンルとほぼ同じ回数で放送されるようになり、さらに即時的な放送や幅広い表現内容の放送がされるようになった、という方針の変化は、中産階級の聴取率の変化に従って定められたのである。こうした背景から、大連の日本人社会において、流行歌レコードの放送によって、流行歌レコードの消費が促進されていたという状況も察することができる。

2. 戦前（1931 年～1936 年）における大連放送局の日本語流行歌の生放送についての放送方針は以下のようにまとめられる。

①日本流行歌の生放送は、夜に 30～45 分ほど行う。

②日本流行歌の生放送の放送回数は、音楽放送全体において、和楽、洋楽に次ぐ回数にする。

放送開始時は、放送が行われる月には他の各ジャンルとバランスを取って、他ジャンル同じくらいの放送回数にしていたが、次第に、他の各ジャンルの平均放送回数より多く放送するよう方針を変更。

③一度放送された曲は、繰り返し放送することができる。

④流行歌放送全体において、内地からの中継放送を主とし、内容面でも内地に依存する。

⑤選曲の範囲は概ね 1 年以内の新譜流行歌にする。

⑥娯楽鑑賞としての流行歌を提供し、選曲の際にヒット曲を選ぶことも重視する。

放送方針形成の社会的要因：

この放送方針が形成された要因として、放送の聴取者である日本人の鑑賞趣味への配慮

がある。この時期に於ける日本人社会の大衆が持つ鑑賞の傾向に応じて、特に年々増えていった主な聴取層であるエリート階層のために調整されていった、すなわち聴衆に配慮した選曲を行うよう放送方針が取られていったとすることができる。それが反映されているのが、流行歌を夜間に生放送する、一度放送された曲も繰り返し放送する、過去のヒット曲も重要視する、といった点である。このような、ラジオを鑑賞する日本人大衆の趣味に配慮された放送方針は、聴衆を拡大し、建国直後の満洲において人心を安定させるために一定の寄与を果たしたうえ、この後の流行歌放送にも大きな影響を与えたのではないであろうか。

3. 戦前における大連放送局の中国流行歌曲レコードについての放送方針は、以下のよう

①夜の番組の終わりに、「レコードによる満洲演芸」等の番組で1~3曲放送する。全体的に、放送回数はなるべく少なくする。

②一度放送された曲も、繰り返し放送することができる。

③新曲であるかどうかにかかわらず、表現内容としては、情欲を描く低俗な曲を主に扱う。

放送方針形成の社会的要因：

この放送方針が形成された要因として、中国人への聴取者層の拡大を狙った放送局の思惑がある。満洲国の中国人にとっては、自分の家のラジオで流行歌を聴き、更にレコードを鑑賞する行為は、少数の富裕者たちのみの権利であった。地域別聴取加入者数や給料の統計データ等の資料の分析によると、満洲の中国人聴取者数は1936年までは僅かであり、満洲におけるレコード消費の主要なグループではなかった。さらに、中国本土の出版物などは満洲で厳重な検閲を受けており、中国で生産されたレコードを宣伝する動機や機会もなかった。しかし、国策宣伝の目的を持つラジオを普及させるために、満洲の主な住民である中国人の聴取者を拡大する必要性に迫られ、下層階級の大衆の鑑賞趣味に最も合致していながら中国での放送を禁止されていた肉感的な描写のある歌が、中国流行歌曲としてまれにレコード放送されるようになった。

4. 戦前における大連放送局の中国流行歌曲生放送についての放送方針は、以下のよう

にまとめられる。

①昼の日本流行歌レコードの放送後の時間帯には「新満洲歌曲」や「満洲歌曲」等の番組を、また夜の番組の終わりには、奉天放送局による流行歌曲生放送番組を中継する。

②月に僅かな回数で放送する。放送時間は毎回 20～30 分ほど、2～6 曲を放送し、一度放送された曲も繰り返し放送することができる。

③選曲は、新曲でない歌や低俗な歌など、幅広い内容のものを放送でき、娯楽鑑賞を目的として人気の曲を生放送で提供する。

放送方針形成の社会的要因：

昭和戦前期の大連では、日本語教育はまだ普及していなかった。そのため、満洲に居る中国人は日本語放送を主とするラジオ鑑賞に興味がなく、また心理的理由からも拒否していた。大連放送局は中国流行歌曲鑑賞の提供を重要ではない時間帯に置いたが、それは、まだ聴衆の中心ではなかった中国人の加入者を増やすための、せめてもの対策であった。また、第一放送で行われていた中国流行歌曲の放送は、満洲演芸番組全体像から鑑みれば、実は満洲人に流行歌曲を提供するより、むしろ日本人聴衆に中国文化及び満洲人趣味を理解させるための番組であったと言える。

その後、これらの放送方針の成功に伴って、中国人の聴取者数は増加していき、満洲における主な住民である中国人に向けた第二放送も開始されることとなった。

政治、経済、文化の放送が絡み合う中で、言論統制が高まる関東庁政府の管理下に置かれた満洲電電は、重要なラジオ放送局である関東州・大連放送局の設置当初、国策宣伝の使命を重視し、政府の流行歌に対する態度や大衆の好みとの矛盾の間で、厳格に検閲していた。すなわち、政府の傾向を読み、社会のエリート階層に低俗趣味、或は社会風教に悪影響を与える音楽と見なされた流行歌の放送を避けるような方針をとっていたことがわかった。

しかし、大連の聴取者の構成の変化、及び日本人大衆社会の形成に伴い、大連放送局は、管理階層の見方を無視して商業行為的な放送をする、つまり商品としての日本流行歌を積極的に放送することによりレコード会社の協力者となり、同時に、民衆の好みに合わせた放送を行うようになっていった。この放送方針の変化は満洲「建国」後の大連における日本人社会の安定や人口の変動に従って変化していったのではないであろうか。放送が依然

として政府にコントロールされているという前提は変わっていなかったが、日本流行歌についての放送方針は政治的な宣伝から経済的な利益に妥協するようになり、レコード会社の協力者という放送局の立場は、1932年以前の極めて受動的なものから能動的なものにまで展開していった。この協力的なラジオ放送によって、大連の流行歌レコードの消費が促進されていたと考えられる。

また、主に夜に行われていた日本流行歌の生放送は、次第に即時性や人気に配慮するようになり、日本人大衆社会の聴衆の鑑賞趣味に応じて、その放送方針も次第に調整されていった。

一方、「建国」後の社会の安定に伴って、中国流行歌曲も遂に放送されるようになった。中国人聴衆は、その時点ではまだ主要な聴取者層ではなく、特に日本語で放送されていた第一放送に対し、拒否反応を示していた。中国人の聴衆を集めるために、放送局は当初、中国流行歌曲を放送してはいたが、重要な時間帯ではなかった。このほんの少ない回数のみ放送されていた中国流行歌曲の目的は、大連の日本人聴衆に対して中国文化及び満洲人趣味を理解させることだったと推察される。

しかし、放送内容を見てみると、大衆趣味に最も合致していながら低俗であるとして中国内地で放送を禁止されていた歌が、放送方針の調整によって放送されるようになってきている。このようなラジオを鑑賞する日本人大衆の趣味に配慮された放送方針は、聴衆を拡大し、建国直後の満洲における中国人社会に人心がさらに安定した社会秩序を形成するという政治的な目的に一定の寄与を果たしたうえ、この後の流行歌放送にも大きな影響を与えたことも可能性として考えられるのではないであろうか。

本論では、8章の紙幅で、大連放送局における流行歌放送とその社会要因の分析を通して、以上のようにまとめた。この論により、この時代の大連でポピュラーソング放送と社会との具体的な関係性を解明できたのならば、これに勝る喜びはない。

筆者は、これまで研究材料としてあまり採用されていなかったラジオ番組表に注目し、研究対象（流行歌の放送）を考察する研究を試みた。分析のむずかしさもあり、大連放送局の戦時中及び満洲各局の放送特徴を考察することによる、各局の流行歌の放送方針、さらに満洲電電における流行歌放送方針全体像の解明は、今後の課題としている。終戦までの満洲全域における流行歌放送の変化と社会との関連性を集大成する研究のために、この研究が今後、研究者に発展的に利用されることを願わずにいられない。

¹ 満洲電電放送課 尾崎重樹「満洲に於ける放送事業」『満洲電電業務資料』昭和9年3月号 p.47。

² 白戸健一郎 2016 『満洲電信電話株式会社—そのメディア史の研究』 大阪：創元社。